

1 生徒が登校する前に愛知県全域、西三河南部、又は高浜市に「暴風警報」が発表された場合

- (1) 午前6時まで解除された場合は、通常通り授業を行います。

※ 上記の場合であっても、道路の冠水や河川の増水、停電等により登校が危険であると思われる場合は登校させず自宅で待機し、その旨を学校へ連絡してください。

- (2) 午前6時の時点で警報が発表されている場合は、その日は休校となります。

2 生徒の登校後に「暴風警報」が発表された場合

- (1) 風雨の状態により、下校が可能と認められた場合は、直ちに授業を中止し、下校します。
- (2) 下校が困難であると認められた場合は、下校せず校内で待機します。学校から家庭に（「すぐーる」にて）お迎えを依頼し、保護者へ引き渡します。

3 「特別警報」が発表された場合の対応

- (1) 生徒の登校する以前に「特別警報」が発表されている場合

- ① 午前6時まで解除された場合は、通常通り授業を行います。

※ 上記の場合であっても、道路の冠水や河川の増水、停電等により登校が危険であると思われる場合は登校させず自宅で待機し、その旨を学校へ連絡してください。

- ② 午前6時の時点で警報が発表されている場合は、その日は休校となります。

たとえ「暴風にかかる特別警報」が解除されたとしても、その他「大雨・波浪・高潮にかかる特別警報」が発表されている場合は、登校させないでください。

- (2) 生徒の登校後に「特別警報」が発表された場合

- ① 直ちに授業を中止し、災害の状況及び気象、通学路の状況等から判断し、生徒の安全を確保する対応を優先します。（学校待機、外部の避難場所への移動、保護者への引き渡し等、状況により対応が異なります。）

- ② 生徒を学校待機とした場合は、特別警報解除後も災害の状況及び気象、通学路の状況等から判断し、安全に下校できると判断できてから下校させます。